

「関係法令は通達で理解を深めよう」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

安全衛生活動を進める上で前提となるのは、法令順守です。リスクアセスメント指針には、リスク低減措置の検討及び実施するに当たっては、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施する、とされています。

工事現場を進めるとき、ともすれば条文の都合の良い箇所だけに目が行く、あるいは条文全体を見ていないなどを見受けることがあります。

今号では、筆者がよく受ける質問の一部を紹介します。

条文は全体を見て関連を調べる

作業の必要上臨時に足場の手すり、中棧、交さ筋かい等を取り外す場合を考えます。

事例1 <足場部材の取り外し>

○労働安全衛生規則第563条《抜粋》(作業床)

事業者は、足場における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。口において同じ。)次のいずれかの設備

<(1)、(2)略>

ロ わく組足場以外の足場手すり等及び中棧等

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は**作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において**、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同

等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

〔ポイント〕

A. 労働安全衛生規則第563条第五項

事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。

B. 労働安全衛生規則第655条《抜粋》

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

〔補足〕

足場用墜落防止設備の取り外しは、要求性能墜落制止用器具の使用や立入禁止とすれば良いことが第三項に定められています。



しかし、図表1の場合、作業が終了した場合は直ちに原状に復さなければならないのです。放置した場合は、作業員やその会社が違反となるだけではなく、注

文者（建設業の仕事自ら行う注文者）も義務を果たしていないことになります。



（図表1）

これらは、労働安全衛生法第31条が根拠になっており、違反の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則があります。また、「労働基準関係法令違反に係る公表事案」の対象となり、社名や送検日時などが労働局のHPで公表されます。

「困難」「やむを得ない」とは

困難あるいはやむを得ないなどは、通達に例示されていることが多くあります。

事例2 <ロープ高所作業と作業床の設置>

○労働安全衛生規則第539条の2

（ライフラインの設置）

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ以外のロープであって、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのものを設けなければならない。

〔ポイント〕

通達（基発0805第1号、平成27年8月5日）

ロープ高所作業は、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」において行うものとしているが、<一部略>

「作業床を設けることが困難なところ」とは、目的とする作業の種類、場所、時間等からみて、足場を設けることが現実的に著しく離反している場合等における作業箇所をいい、単なる費用の増加によるもの等はこれに当たらないこと。

〔補足〕

作業床を設置することは手間がかかるという言い訳は通用せず、作業床を設けることができるときには、労働安全衛生規則第518条第1項等が適用されます。

事例3 <移動式クレーンで人の吊り下げ作業>

○クレーン等安全規則第73条（搭乗の制限等）

事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンにつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

〔ポイント〕

A. 通達（基収第1283号、昭和47年5月20日）

【問】 当局管内電力会社並びに同関係工事会社において、トラツククレーン（油圧）一台を使用し、建柱、張線等を行ない、これらの作業終了後、このクレーンにバスケット（とう乗設備）を装着して張線その他の作業を行ないたいとのことであるが、かかる作業については、断続的ではあるが、常態として予定される作業であるから「作業の性質上やむを得ない場合」に該当しないものとして取り扱って差しつかえないか。

【答】 貴見のとおり。

B. 通達（基発第621号、昭和46年9月7日）

① 第1項（クレーン等安全規則第27条）の「作業の性質上やむを得ない場合」とは、次に掲げるような場合をいうこと。

イ マスト上の電球の取り替えまたは壁面の部分的な塗装、補修、点検のように臨時に小規模かつ短期間の作業を行う場合

ロ 鋼船修理におけるとも部分の外板の塗装又は補修作業、超高煙突またはたて坑の建設における昇降のように代替の方法が確立されていない作業を行う場合

⑩ クレーンに労働者を搭乗させる場合は、吊り上げ荷重が5トン未満のクレーンの場合であってもクレーン運転士に運転を行わせるように指導すること。

〔補足〕

定常作業は、やむを得ない場合に該当しない、との判断です。

また、②から⑨は通達を参照してください。

建設現場の安全パトロールで指摘をするときは通達を踏まえた法令順守の立場で実施して、個人の感想は点検者によって考え方が異なるため、検討事項で扱うことが望ましいと考えます。

〔出典〕 本文中のイラスト「かわいいフリー素材集いらすとや」